

○三豊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成18年1月1日

告示第74号

改正 平成19年 3月 9日告示第 61号
平成19年 4月27日告示第172号
平成20年 3月31日告示第119号
平成21年 2月24日告示第 45号
平成23年2月22日告示第34号
平成24年3月30日告示第91号
平成25年3月28日告示第80号
平成28年3月30日告示第76号
平成29年3月31日告示第83号
平成30年3月30日告示第80号
平成30年12月28日告示第251号
令和2年3月30日告示第82号
令和3年3月30日告示第67号
令和4年3月29日告示第37号
令和5年3月20日告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、合併処理浄化槽設置工事に要する費用の一部について、予算の範囲内で三豊市浄化槽設置整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、市民の生活環境の向上に資するとともに、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年三豊市規則第52号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定するし尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のうち、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90パーセント以上、放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有し、かつ、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)が適合される浄化槽にあっては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 高度処理型浄化槽 日間平均値において、放流水の総窒素濃度が1リットルにつき20mg以下又は総リン濃度が1リットルにつき1mg以下の機能を有する浄化槽をいう。
- (3) 専用住宅 居住を目的とした戸建ての住宅をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、補助対象区域(農業集落排水処理区域又は漁業集落排水処理区域を除く三豊市全域をいう。以下同じ。)において、専用住宅又は小規模店舗等併用住宅(以下「専用住宅等」という。)に処理対象人員20人以下の浄化槽又は高度処理型浄化槽(以下「浄化槽等」という。)を設置しようとする者で、浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けたものに対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助対象区域以外であっても市長が特に必要と認めたときは、補助金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 専用住宅等及び土地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (2) 補助事業の期間内に浄化槽等を設置することができない者
- (3) 販売又は賃貸を目的とする専用住宅等に浄化槽等を設置する者
- (4) 補助金の交付決定前に浄化槽等を設置した者
- (5) 市税等を滞納している者(同一世帯に属する者が当該市税等を滞納している場合を含む。)
- (6) 暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (7) 公共工事等に伴う移転補償を得た者
- (8) 過去に浄化槽設置整備事業補助金を受けたことがある者
- (9) 汚水処理未普及の解消につながらない専用住宅等に浄化槽等を設置する者

(補助金額)

第4条 補助金の補助限度額は、住宅用途に係る処理対象人員に対応する別表第1の区分欄に掲げる区分ごとに、同表の補助限度額欄に掲げる額とする。(小規模店舗等の補助金額は住宅部分の面積による。)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所位置図(地図)
- (2) 設置配管図
- (3) 浄化槽設置費等の見積書の写し
- (4) 浄化槽設置届出書の写し
- (5) 建築確認済証の写し(該当する場合に限る。)
- (6) 浄化槽設置工事等の工事請負契約書の写し
- (7) 国庫補助指針に関する登録証等の写し
- (8) 機能保障制度に基づく保証登録証(市町村用)
- (9) 登録浄化槽管理表(C票)
- (10) 工事監督が有資格者であることを証明できる書類の写し
- (11) 債権者登録申出書
- (12) 市町村税の滞納がないことを証明する書類(完納証明書等)
- (13) 浄化槽底板コンクリート使用承認願(該当する場合に限る。)
- (14) 土地及び住宅所有者の承諾書(様式第1号の2。該当する場合に限る。)
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、交付決定したときは浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付不適当と決定したときは浄化槽設置整備事業補助金不交付通知書(様式第3号)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。
(変更等承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた補助事業者は、補助金の申請内容を変更するとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、浄化槽設置整備事業変更承認申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに浄化槽設置整備事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費請求書又は領収書の写し
- (2) 浄化槽等保守点検業者及び浄化槽等清掃業者との業務委託契約書の写し(補助事業者自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (3) 浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査等に関する誓約書
- (4) 浄化槽法第7条、第10条及び第11条検査に関する浄化槽法定検査依頼書の写し
- (5) 浄化槽等工事業者が撮影した工事工程写真
- (6) 工事施工チェックリスト
- (7) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し(該当する場合に限る。)
- (8) 浄化槽廃止届(該当する場合に限る。)
- (9) 設置配管図(竣工図)
- (10) 工事完了後に取得した申請者を含む住民票の写し
- (11) 浄化槽設置者講習会の受講修了証の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後、補助金の交付額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の通知により補助金の交付を受けようとするときは、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
(補助金の交付の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金を交付した場合にあつては、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 補助金の交付決定前に、補助対象事業に着手したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居し、又は転出したとき。
- (4) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に住宅の用途変更したとき。
- (5) この告示及びこの告示の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。

(6) 補助対象事業の遂行ができないとき。

(補助事業者の責務)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽等の機能が正常に稼動するよう適正な維持管理をしなければならない。

2 補助事業者は、前項の責務を遵守するため、誓約書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(実地検査)

第12条 市長は、補助事業を適正に執行するため浄化槽等の設置状況を必要に応じて現場において確認するものとする。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の高瀬町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成2年高瀬町要綱第4号)、山本町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成5年山本町要綱)、三野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成7年三野町要綱第1号)、豊中町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成6年豊中町要綱)、詫間町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成7年詫間町告示第36号)、仁尾町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成4年仁尾町要綱第2号)又は財田町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成4年財田町要綱第15号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間の補助の特例)

3 第4条の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間において、新規に専用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合で、浄化槽の設置に伴い既存の単独処理浄化槽又は汲取式便槽を撤去したときの補助金の補助限度額は、別表第1に定める補助限度額に別表第2に定める加算額を加えた額とする。

4 前項に規定する新規の合併処理浄化槽の設置する場合で、既存の単独処理浄化槽又は汲取式便槽からの転換に伴い配管工事をするときは、別表第3に定める額を別表第1に定める補助金額に加算するものとする。

5 第3項に規定する新規の合併処理浄化槽の設置に伴い地下浸透防止用設備を設置した場合は、別表第4に定める額を同項の補助金額に加算するものとする。

附 則(平成19年告示第61号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第172号)

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第119号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第45号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第34号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第91号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第80号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の三豊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日以後に受理する補助金の申請から適用し、同日前に受理した申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年告示第76号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行し、この告示による改正後の附則第3項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の三豊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以後に受理する補助金の申請から適用し、同日前に受理した申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成29年告示第83号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の三豊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後に受理する補助金の申請について適用し、同日前に受理した申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年告示第80号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第251号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の三豊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱様式第1号、様式第5号及び様式第7号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和2年告示第82号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第67号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の三豊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以降に受理する補助金の交付申請から適用し、同日前に受理した申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第53号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の三豊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降に受理する補助金の交付申請から適用し、同日前に受理した申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

浄化槽等設置整備事業補助限度額一覧表

(単位：円)

区分		補助限度額
浄化槽	5人槽	332,000
	7人槽	414,000
	10人槽	548,000
	11～20人槽	939,000
高度処理型浄化槽	5人槽	360,000
	7人槽	462,000
	10人槽	585,000
	11～20人槽	1,092,000

別表第2(附則第3項関係)

補助区分	加算額
単独処理浄化槽撤去費が12万円未満の場合	単独処理浄化槽の撤去に要した額(1,000円未満は切り捨てるものとする。)
単独処理浄化槽撤去費が12万円以上の場合	120,000円
汲取式便槽撤去費が9万円未満の場合	汲取式便槽の撤去に要した額(1,000円未満は切り捨てるものとする。)
汲取式便槽撤去費が9万円以上の場合	90,000円

別表第3(附則第4項関係)

(単位：円)

補助区分	加算額
配管工事費が30万円未満の場合	配管工事に要した額(1,000円未満は切り捨てるものとする。)

配管工事費が30万円以上の場合	300,000
-----------------	---------

別表第4(附則第5項関係)

(単位：円)

補助区分	加算額
地下浸透防止用設備が10万円未満の場合	地下浸透防止用設備に要した額 (1,000円未満は切り捨てるものとする。)
地下浸透防止用設備が10万円以上の場合	100,000

様式第1号(第5条関係)

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

三豊市長様

年 月 日

申請者 郵便番号 (〒 —)
住 所
氏 名
電話番号

年度において、浄化槽等を設置したいので、三豊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の内容を理解した上で、同要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所	三豊市			
2 住宅所有者	本人 共有(人) その他()			
3 浄化槽等機種	入槽	浄化槽等名称・型式		
		認定番号	N除去 有・無	
4 住宅の種類	一般住宅 (延べ床面積 m ²) 併用住宅 (住宅部分の床面積 m ²) (その他の床面積 m ²)			
5 住宅状況	新築・増築・改造(単独・汲取式) 撤去対象 有・無 配管工事 有・無			
6 設置状況	無荷重 荷重(支柱入 支柱レス) ポンプ槽付			
7 設置費見積額	金	円	(補助対象見積額)	※税込額
8 交付申請額(設置分)	金	円	(申請補助金予定額)	
9 撤去費見積額	金	円	(補助対象見積額)	※税込額
10 交付申請額(撤去分)	金	円	(申請補助金予定額)	
11 配管工事費見積額	金	円	(補助対象見積額)	※税込額
12 交付申請額(配管工事分)	金	円	(申請補助金予定額)	
13 地下浸透防止用設備設置費見積額	金	円	(補助対象見積額)	※税込額
14 交付申請額(地下浸透分)	金	円	(申請補助金予定額)	
15 予定工期	着手	年 月 日	完了	年 月 日
16 放流先	側溝(水路)・河川・湖沼・海域・その他()			
17 工事業者		登録番号		
18 添付書類	1 設置場所位置図(地図) 2 設置配管図 3 工事見積書の写し(設置・撤去・配管・地下浸透防止) ※工事業者印のあるもの 4 浄化槽設置届出書の写し 5 建築確認済証の写し ※該当する場合 6 工事請負契約書の写し 7 国庫補助指針に関する登録証等の写し 8 機能保障制度に基づく保証登録証(市町村用) 9 登録浄化槽管理票(C票) 10 工事監督が有資格者であることを証明できる書類の写し 11 債権者登録申出書 12 市町村税の滞納がないことを証明する書類(完納証明書等) 13 浄化槽底板コンクリート使用承認願 ※該当する場合 14 土地及び住宅所有者の承諾書 ※該当する場合 15 その他()			

様式第1号の2(第5条関係)

浄化槽設置整備工事に伴う土地及び住宅所有者の承諾書

様

私は、あなたが計画している浄化槽設置整備工事に対し、いかなる異議もなくこれを承諾します。

年 月 日

土地所有者 住 所 _____
氏 名 _____

住宅所有者 住 所 _____
氏 名 _____

(土地及び住宅所有者本人の自署とする。)

様式第2号(第6条関係)

第 年 月 日 号

様

三豊市長 印

浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三豊市浄化槽設置整備事業補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、三豊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 交付金額 人槽

(設置分)	金	円
(撤去分)	金	円
(配管分)	金	円
(地下浸透分)	金	円

2. 交付条件

- (1) 補助事業者は、年2月末日までに補助事業を完了しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業により設置された浄化槽等が廃止されるまで適切に維持管理し、水質の保全に努めなければならない。
- (3) 補助事業者は、暴力団及び暴力団員でないこと並びに暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

様式第3号(第6条関係)

第 年 月 日
号 日

浄化槽設置整備事業補助金不交付通知書

様

三豊市長 

年 月 日付けで申請のあった三豊市浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

記

(理 由)

様式第4号(第7条関係)

浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
自治会 _____ 電話 _____

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知を受けた三豊市浄化槽設置整備事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

申 請 種 別	1 補助金申請内容の変更 3 補助事業の廃止	2 補助事業の中止
補 助 事 業 等 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 又 は 中 止（廃 止）の 理 由		
変更等の年月日	年 月 日	
備 考		

様式第5号(第8条関係)

浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知を受けた三豊市浄化槽設置整備事業が完了したので関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

1 設置場所	三豊市		
2 交付決定額(設置分)	円		
3 交付決定額(撤去分)	円		
4 交付決定額(配管分)	円		
5 交付決定額(地下浸透分)	円		
6 浄化槽等機種	人槽	浄化槽等名称・型式	
		認定番号	
7 事業費精算額 (設置分)	浄化槽本体工事		円
	(うち浄化槽本体価格		円)
	その他工事費等		円
	消 費 税 額		円
	合 計		円
8 事業費精算額 (撤去分)	撤去工事費		円
	消 費 税 額		円
	合 計		円
9 事業費精算額 (配管分)	配管工事費		円
	消 費 税 額		円
	合 計		円
10 事業費精算額 (地下浸透分)	地下浸透防止用設備工事		円
	消 費 税 額		円
	合 計		円
11 事業着手完了年月日	着手	年 月 日	完了 年 月 日
12 添付書類	1 工事費請求書又は領収書の写し(設置・撤去・配管・地下浸透防止) ※工事業者印のあるもの 2 浄化槽等保守点検業者及び浄化槽等清掃業者との業務委託契約書の写し 3 浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査等に関する誓約書 4 浄化槽法定検査依頼書の写し(第7条、第10条及び第11条検査) 5 浄化槽等工事業者が撮影した工事工程写真 6 工事施工チェックリスト 7 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し ※該当する場合 8 浄化槽廃止届 ※該当する場合 9 設置配管図(竣工図) ※A4サイズ2部 10 申請者を含む住民票の写し ※工事完了後に取得したもの		

様式第6号(第9条関係)

第 年 月 日

様

三豊市長 印

浄化槽設置整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった三豊市浄化槽設置整備事業補助金の交付について、次のとおり補助金額を確定しましたので、三豊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 交付金額 人槽

(設置分)	金	円
(撤去分)	金	円
(配管分)	金	円
(地下浸透分)	金	円

2. 交付条件

補助事業者は、三豊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の諸規定を守ること。

3. 支払予定日 年 月 日

様式第7号(第9条関係)

浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

三豊市長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金確定通知のあった三豊市浄化槽
設置整備事業補助金について下記のとおり請求します。

請 求 金 額	(設置分)	金	円
	(撤去分)	金	円
	(配管分)	金	円
	(地下浸透分)	金	円

振 込 先

金融機関名		本支店名等	
種 別			
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			

第8号様式(第11条関係)

浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査等に関する誓約書

年 月 日

三豊市長 様

私は、三豊市から補助金の交付を受けた浄化槽について、浄化槽法を遵守し、下記の事項を適正に実施するとともに、三豊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に違反し、補助金の返還を命じられた場合は、返還することを誓約します。

記

- 1 浄化槽法10条に規定する浄化槽の保守点検
自ら保守点検を行う専門的な技術をもっていない場合は、香川県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に保守点検を委託します。
- 2 浄化槽法10条に規定する浄化槽の清掃
三豊市長の許可を受けた業者に清掃を委託します。
- 3 浄化槽法11条に規定する定期検査
指定検査機関の行う水質に関する検査を受検します。

住所 _____

氏名 _____

TEL _____

(本人の直筆とする)